

# 蕪崎市スポーツ振興計画

～いきいきスポーツライフの創造を目指して～

平成17年3月

蕪崎市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 基本理念	
1 スポーツの意義	3
2 スポーツ振興の基本姿勢	3
3 スポーツ振興の基本視点	4
第2章 本市におけるスポーツ振興の現状	
1 スポーツ振興事業	5
2 各種スポーツ団体	5
3 スポーツ施設等の現状	6
4 スポーツに関する意識・活動状況	7
第3章 本市におけるスポーツ振興の基本目標及び重点施策	
1 基本目標	8
2 重点施策	8
第4章 重点施策の具体的展開	
1 気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備	10
2 青少年スポーツの振興	11
3 競技力の向上	11
4 スポーツ支援システムの構築	12
5 多様なスポーツ施設の整備・充実	13
第5章 施策の推進にあたり	
1 各種スポーツ関係団体等の新たな役割と相互協力・連携・融合	16
2 計画推進体制について	16

### 用語解説

- \*1 総合型地域スポーツクラブ
- \*2 非営利活動法人(NPO法人)
- \*3 PFI方式
- \*4 指定管理者制度

### 参考資料

- 1 スポーツ振興事業等実施状況
- 2 スポーツ関係団体の概要
- 3 スポーツ施設の状況
- 4 スポーツに関する意識・活動状況調査結果概要

## はじめに

### 1 計画の趣旨

近年において、社会の複雑・高度化、少子高齢化の進展、生活水準の向上等による社会環境の変化は、人々の生活様式に急激な変化をもたらし、日常生活の中から「体を動かす」機会や場が減少しており、また、年間労働時間の短縮や学校週5日制の実施等による自由時間の増大により、仕事中心から生活重視へと価値観が変化しており、さらに、健康維持増進意識も高まりを見せ、スポーツに対する関心や重要性が一段と高まっております。

また、スポーツは、私たち人間の心身両面の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会の形成に寄与する人類共通の素晴らしい文化の一つと言えます。

こうした中、国においては平成12年9月に「スポーツ振興基本計画」を策定し、山梨県においても平成16年3月に「やまなしの教育基本計画」を策定し、その中でスポーツ行政施策を明らかにしているところであります。

本市においては、以前より「サッカーのまち“にらさき”」を標榜し、韮崎市第5次長期総合計画に基づきスポーツ振興施策を講じる中、特に、21世紀の生涯スポーツの核となり、韮崎市の生涯スポーツ社会の新たな展開方策として、平成13年度よりスポーツを愛好する地域住民が集い、仲間づくりを通し住民一人ひとりの年齢や技術、体力等に応じたスポーツライフの実現を目的とする、会員制のスポーツクラブ「韮崎スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ（\*1）」の発足に取り組んできたところであります。

平成16年4月21日には、任意団体であった当クラブが「特定非営利活動法人（NPO）（\*2）韮崎スポーツクラブ」としてさらに発展しており、今後においては、当法人の活動を支援していくとともに、尚一層の生涯スポーツ社会の実現に向け、計画的なスポーツ振興施策が求められております。

このため、市民一人ひとりが健康で、明るく、活力に満ちた生活ができるよう市民総スポーツを提唱し、体育・スポーツ活動の日常生活への定着化を目指し、施設の整備や総合型地域スポーツクラブを中心とした生涯スポーツ社会の推進を図るべく、韮崎市スポーツ振興計画を策定するものであります。

## 2 計画の性格

この振興計画は、国・県の施策と対応しつつ、スポーツ分野における蕪崎市第5次長期総合計画をより具現化するものとして、市民の主体的なスポーツ活動の現状やニーズを的確に対応させるとともに、長期的視野に立った計画であります。

また、蕪崎市生涯学習都市宣言「私たち蕪崎市民は、情操豊かな人間性を養い、生活や仕事の中に生きがいを見つけるため、常に自然を愛し、勤労を尊び、教養を高め、お互いに市民として何をなすべきかを、いつも問いかけながら、一生涯時代に対応した学びを続け、学習社会の実現に努めることを宣言する。」を基本精神としております。

この振興計画は、平成17年度を初年度とし、平成26年度までを目標年度として策定するものであり、実施にあたっては、当面する具体的施策を展開しながら、2年に1度その進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じ全体計画の見直しを図るものとしします。

この計画で「スポーツ」とは、レクリエーションを中心とした余暇活動から、軽スポーツやニュースポーツ、競技スポーツまで生涯にわたる全ての身体運動及び運動競技をさしております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議・ご提言いただきました、蕪崎市スポーツ振興審議会委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

蕪崎市教育委員会  
教育長 興石 薫

## 第1章 基本理念

### 1 スポーツの意義

スポーツは体を動かすという、人間の根源的な要求に応え、爽快感・達成感・満足感、人と人との連帯感といった精神的な充実感を与えるとともに、体力の向上、健康の増進等に資するなど、心に安定感をもたらし、次の各分野において心身の健康に大きく寄与するものである。

#### (1) 青少年の心身の健全な育成

近年、青少年の体力低下が指摘されており、体力面の向上を図るのはもちろんのこと、スポーツの中でルールやマナーを学ぶことにより、社会生活における規律の遵守や、思いやりの心を育むことが期待でき、また、スポーツ活動の充実により、TVゲーム等の普及による室外遊びの減少や仲間とのふれあう機会の減少を止める効果が期待できる。

#### (2) 市民の健康の保持増進

地域スポーツ活動への中高年者の参加は、自身のストレス発散はもとより、知恵や経験の伝承等、社会における貢献は計り知れない。また、健康づくり運動へ参加することにより健康維持増進につながり、社会問題となっている医療費や介護保険費の削減などの効果も期待できる。

#### (3) 地域社会の活性化

地域でのスポーツ活動は、近年、希薄になっているという地域での人間関係や世代を超えた交流の場となり、地域の活性化につながるという効果が期待できる。

以上のように、スポーツの意義や役割は極めて多大であり、生涯を通じて欠くことのできない文化であり、今や生活の中で主体的に多様なスポーツを楽しむことは市民の権利であるといえることができる。

### 2 スポーツ振興の基本姿勢

スポーツは、市民が主体的に営む活動であり、行政のみで振興できるものではなく、市民一人ひとりが進めていかなければならないものである。行政はもとより、地域や学校・スポーツ関係団体等あらゆる立場の人々が相互理解と協力しあうといった精神を持ちあうことが重要である。

したがって、行政はこうした市民の主体的なスポーツ活動を支えていくというのが、これからの時代のスポーツ振興についての行政としての基本的立場である。

また、こうした中で、行政の役割は、市民のスポーツに親しむ心を大切にし、環境や条件を整備するとともに市民ぐるみの取り組みを幅広く展開していくことが求められている。

そのため、スポーツ施設の整備にとどまらず、施設の管理・運営のあり方やスポーツ活動を支援するための情報システムの整備、指導者等の人材育成、スポーツ活動を支えるシ

システムづくり等、計画的・総合的なスポーツ振興を図る必要がある。

### 3 スポーツ振興の基本視点

本市の生涯スポーツ社会の実現を目指した、今後のスポーツ振興のあり方について考える際に重要なことは、国及び県のスポーツ振興計画の政策目標でもある「国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会の実現」を絶えず念頭に置き、基本視点とすることである。

本計画では、余暇時間を十分にいかすことができるよう「いつでも」、身近な場所からスポーツ専用施設まで「どこでも」、青少年から高齢者、障害をもった方等全ての人「市民の誰もが」、一生涯にわたり「いつまでも」、スポーツに親しむことのできるスポーツ振興を図ることを常に視野に置く必要がある。

## 第2章 本市におけるスポーツ振興の現状

### 1 スポーツ振興事業（参考資料1参照）

本市では、今年度第49回を数え、市体育協会に加盟する各町及び各競技団体の祭典となる市体育祭りをはじめ、県体育祭りやスポーツレクリエーション祭への選手派遣、「サッカーのまち“にらさき”」推進のため実施してきた武田の里サッカーフェスティバル・市長杯争奪少年サッカー大会、市民の健康維持増進のために始まった武田の里ウォーク等、様々なイベントを開催しているところである。

さらに、体育指導委員による体力測定会やニュースポーツ教室は、地域に根ざした活動を展開しているところである。

しかしながら、これらの事業は必ずしも継続したスポーツ活動とは結びつきにくい一面もあり、また、事業によっては参加者等の減少が見られる傾向もあり、市民が主体となった事業とはいえ部分もある。

こうした中、平成13年度から平成15年度までの3年間、市民が主体となった「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ環境の整備」を目的として、韮崎スポーツクラブの設立に取り組んできたところであるが、平成16年4月に特定非営利活動法人（NPO）として法人化されたところである。

今後は、当法人が尚一層市民に親しまれる組織となることが期待されているところであり、行政の側面からの支援もまだまだ求められている。

なお、補助事業として市体育協会及び市スポーツ少年団本部に運営補助をするとともに、全国大会や関東大会に出場するチーム・個人に原則として旅費の2分の1の補助を行っている。

### 2 各種スポーツ団体（参考資料2参照）

#### (1) 市体育協会

市体育協会は、競技スポーツはもちろんのこと生涯スポーツなどスポーツ全般の活動に多大な貢献をしてきた。構成は大きく次の二つに分けることができる。

- ・地区協会 地区協会は、地区のスポーツ活動充実のため地区の特色を生かし、地域と密着した活動を行っている。また、まちづくりに貢献しようと、スポーツ以外のイベントに関しても積極的な参加をしている地区もある。

しかし、最近では市体育祭りへの選手派遣が難しい地区も出てくる等、地区協会の活性化がなかなか進まないところがある。

- ・各競技団体 競技団体はその主催大会開催や県体育祭への選手派遣など、競技力向上に貢献している。

しかし、選手不足や若手の役員不足など将来に関して不安がある団体もある。

## (2) スポーツ少年団

韮崎市では平成16年度現在、20単位団がそれぞれ活動している。

本来その活動の中心は、子どもたちの健全育成とスポーツに親しむ子どもづくり、地域交流、世代交流、地域ボランティア活動等が中心であったが、現在は、単一種目による活動がほとんどで、競技志向の強いものとなっている。

また、小学生の競技力向上に大きく貢献してきているが、子どもが減少していることに加え、加入率も低下傾向にあり、指導者が不足している少年団も少なくないといった状況下に置かれている。

## (3) 体育指導委員

平成11年にスポーツ振興法の改正があり、体育指導委員は社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち、住民に対してスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言する能力があり、熱意をあわせもつ者を市教育委員会が委嘱することになっている。

任期は2年で、本市では地域性を考慮したうえで13名を委嘱している。

活動内容は、市主催行事への協力と各地区でのニュースポーツ教室及び体力測定会の開催が主である。その他に、全国や県主催の行事参加がある。

今後は、住民と行政の調整役（コーディネーター）として、より地域に密着した積極的な活動ができる体制を整備することが求められている。

## (4) 学校部活動

学校部活動は、教育的意義が非常に大きく、指導者と生徒との信頼関係の場や生徒の自主的な活動の場、選手育成の場として多大な貢献をしてきた。また、競技力の向上に加え、生活指導や生徒の体力の保持増進に貢献し、保護者からの信頼も厚い。

しかし、少子化による部員の減少や教員の高齢化に伴う専門指導者の減少、学校週5日制の実施による学校での活動時間の減少等、将来に不安を残す状況となっている。

## (5) 韮崎スポーツクラブ

設立状況については前述のとおりであり、スクール・サークル事業の実施、クラブ活動の運営、会員交流大会、リーグ戦の実施等各年代に応じた各種事業を行っているが、まだ全市民に理解され、浸透している状況にあるとはいえない。

## 3 スポーツ施設等の現状（参考資料3参照）

韮崎市の総合施設及び学校開放施設、地域体育館・スポーツ広場に関しては、施設の老朽化等が目立ち、必ずしもスポーツを楽しみたい方々の要求に応えられている状態ではないといえる。

また、学校開放や地域運動場を利用するには団体登録をして利用者調整会議において利用の申込をするため、実質利用者は一定人数に限られている。書類上は登録団体でいっば



いの状態になっていても、新規の団体やスポーツに親しみたい人たちが気軽に参加できない状況である。

#### 4 スポーツに関する意識・活動状況 (参考資料4参照)

平成16年8月から一般市民、小・中・高校生、体育協会、各指導者を対象に行ったスポーツに関する意識・活動状況調査の結果では、過去1年間のスポーツ実施率が54.7%、週1回以上のスポーツ実施率が23.13%(国37.1%、県32.4%)であり、スポーツに関する意識や活動が不十分であることが現れた結果となった。

また、年齢層にあったスポーツの開発普及をという意見が43.37%になっている等、積極的なスポーツ振興を求める声も多い結果となっている。

## 第3章 本市におけるスポーツ振興の基本目標及び重点施策

### 1 基本目標

スポーツ振興の基本理念と本市のスポーツ振興の現状を鑑み、さらにスポーツを文化と捉え、市民が主体となったひとづくり、まちづくり、システムづくりを通して生涯スポーツ社会の実現を図るため、

「いきいきスポーツライフ in にらさき」の創造  
を基本目標とする。

### 2 重点施策

上記の基本目標の実現に向けて、次の5つの領域を重点施策として設定し、具体的な施策を計画的・総合的に展開する。

また、この計画を推進するにあたっては、市民が主体となり行政とパートナーシップをとりつつ諸事業を展開できるような環境整備をしていかななくてはならない。そのことが本計画成功のカギを握るものである。

#### (1) 気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備

近年、健康や体力づくりへの関心が高まる中で、いつでも、どこでも、誰もが、いつまでも、それぞれの目的や興味・関心に応じたスポーツができるまちづくりと豊かなスポーツライフを送ることができるような環境づくりが強く求められている。

本計画では、このような環境づくりを積極的に推進することを目指す必要がある。

#### (2) 青少年スポーツの振興

青少年の心身の健全な発育・発達を願い、生涯を通してスポーツに親しむ資質・能力を育てるとともに、将来の地域スポーツ振興に貢献できるひとづくりを目指す。

また、体育の授業だけでなく運動部活動などの学校教育活動の充実や学校週5日制の実施に伴う自由時間の増大に対応した、異世代交流事業を積極的に実施し、交流によって育まれるコミュニケーションの輪を広げる等、スポーツを通じた教育の向上を目指す必要がある。

#### (3) 競技力の向上

地元出身の競技者や地元チームの全国レベル・国際レベルでの大会等の活躍は、市民に夢や希望を与えるとともに、スポーツへの興味を増進させ、スポーツをはじめのきっかけづくりになり、明るく活力あふれる社会の形成に大きく寄与している。

特に、本市では「サッカーのまち“にらさき”」を標榜し、その活躍が本市の明るい社会づくりに大きく貢献してきたところである。

近年、全国的に競技レベルが向上し、一言で競技力を向上させるということは難しいが、今後尚一層、サッカーを中心に各競技種目において、競技力の向上を目指すべきである。

また、県体育祭りにおける市の部の結果は、ここ数年来、下位が定位置となっている状況であり、その結果のみで競技力レベルを推し測ることもできないが、選手層の薄さや競技力低下が懸念されており、打開策の検討も必要である。

#### (4) スポーツ支援システムの構築

多様化する市民のスポーツニーズに対応したスポーツイベントをはじめとするスポーツ振興事業の展開、市民のスポーツ活動を支援する情報システムの整備及び指導者の養成・確保は、スポーツ振興に必要不可欠なものである。

スポーツ振興事業の展開にあつては、「する」「見る」「支える」といった3要素を成立させるためのシステムづくりが求められる。特に、スポーツを支えるボランティアの発掘は、既存の団体だけでなく、あらゆる地域や階層を視野に入れ、様々な立場の人たちが参加できるような工夫が必要である。

また、情報システムの整備にあつては、高度情報通信社会も考慮し、既存の情報システムを基盤とした上でさらに充実させる必要がある。

さらに、市民の多様な要望に対応するため、今までの指導者はもとより、スポーツ振興に興味・関心を持つ人たちや過去にスポーツ経験を持つ人など多方面から指導者を募り、指導者として育成するとともに、スポーツに親しむ人たちが、充実した指導体制のもとで一貫した指導を継続的に受けられるような体制づくりが求められている。

#### (5) 多様なスポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設の整備・充実については、市民スポーツ振興の拠点づくりと、まちづくりと一体となったスポーツ環境づくりが求められている。

市民スポーツ振興の拠点として現状の施設では十分と言い難く、施設自体にも問題点が多い状況にあり、今後その整備充実を図る必要がある。

また、まちづくりと一体となったスポーツ環境づくりにおいては、スポーツ専用施設だけでなく、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができるよう、市民の日常生活圏に様々なタイプのスポーツ環境（公園、広場、散策路等）が整備されているべきであり、行政はもとより企業や地域住民のスポーツ環境への意識高揚が求められる。

## 第4章 重点施策の具体的展開

### 1 気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備

#### <基本方針>

本市では、特定非営利活動法人（NPO）韮崎スポーツクラブ（以下「スポーツクラブ」という。）が発足しているところであるが、このスポーツクラブは、まさしく「いつでも、どこでも、誰もが、いつまでもスポーツに親しむことのできるスポーツ環境の整備」を目的に設立されたものであり、当クラブの会員増、事業の拡大化が気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備へとつながるものである。従って、スポーツクラブへの支援体制を充実させるべきである。

また、体育指導委員が担当している体力測定会やニュースポーツ教室、大会等の開催事業を積極的に推進し、スポーツをはじめのきっかけの場を提供していく。

さらに、高齢者や障害のある人などもスポーツに親しめるよう、市民スポーツの枠を広げるための活動も推進していく。

#### <具体的施策>

##### (1) 啓発活動の実施

スポーツクラブ育成に向け、その意義や必要性についてひとりでも多くの理解を得るようその普及啓発活動を積極的に行う。

従来と同様に、市広報への掲載、スポーツクラブ会報の各戸配付はもとより、市ホームページへのリンク、各企業に対し勤務する方への周知協力等の理解を得ていく。

##### (2) スポーツクラブのスクール・サークル事業の充実

スポーツクラブのスクール・サークル事業を各年齢層の市民の様々なニーズに応えられるものとしていけるよう支援を行う。

必要に応じ、住民の意識調査等を行い住民ニーズの把握に努めるとともに、その結果を反映できるような体制づくりを求めるとともに、その支援策も検討すべきである。

##### (3) 既存のスポーツ団体との連携強化

既存のスポーツ団体についても、スポーツクラブとの連携が図れるよう取り組むことが重要である。

また、スポーツクラブの事業への移行も勧めていく。

##### (4) 体育指導委員の活動支援

体育指導委員は、現行の13名体制を堅持するとともに、その研修及び活動体制の充実を図る。また、体育指導委員が担当する体力測定会やニュースポーツ教室、大会等の開催事業を多くの町（地区）で実施できるよう広報体制及び地区体育協会との連携体制を確立する。

## 2 青少年スポーツの振興

### ＜基本方針＞

学校週5日制導入等によるライフスタイルの変化に対応した子どもたちのスポーツ環境を整え、スポーツに親しむ機会・内容を一層充実していく必要がある。また、学校は家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくといった視点に立ち、学校と地域社会が互いに協力しながら子どもたちが安心して楽しくスポーツ活動ができるよう働きかけていくことも大切である。

### ＜具体的施策＞

#### (1) 学校とスポーツクラブとの連携

スポーツクラブにおける青少年向けのスクール・サークル事業を前述のとおり充実させるとともに、教職員の理解を得て学校とスポーツクラブとの連携を図る。

#### (2) スポーツ少年団・部活動とスポーツクラブの連携強化

既存のスポーツ少年団や部活動を行っている団体についても、スポーツクラブとの連携を図れるよう取り組むことが重要である。

また、スポーツクラブの事業への移行も検討していく。

#### (3) 地域のスポーツ活動への積極的参加

青少年の参加が増えるよう地域のスポーツ活動を工夫していくとともに、学校も積極的に関わり、教職員の理解が一層浸透するよう努める。

#### (4) 小学校体育研究部や中学校体育連盟等と連携

小学校体育研究部や中学校体育連盟等と連携し、子どもたちがそれぞれの能力を十分発揮でき、意欲的に活動ができるような環境づくりを進める。

## 3 競技力の向上

### ＜基本方針＞

競技力向上を図るためには、優れた素質と意欲を有する競技者が、一貫した指導理念に基づき個人の特性や発達段階に応じた適切な指導を受けることと、分断されたスポーツ環境を見直し、より高いレベルの競技者へと育成される体制づくりが重要である。

また、選手が十分に練習できる環境整備と様々な競技会に参加できるようにするためには、関係団体相互の協力が図れるような支援体制の確立が不可欠となっている。

なお、県体育祭りに対しても、競技力向上の一環として取り組むような体制づくりを検討するべきである。

### ＜具体的施策＞

#### (1) 競技力向上に向けた学校とスポーツ団体との連携

学校におけるスポーツ活動の外部指導者制度の積極的な活用や競技団体と学校双方の情報交換を通して、互いに連携や協力できる体制をつくる。

スポーツ少年団指導者と中学校部活動指導者、各種競技団体の監督・コーチなど一般の指導者が連携し、長期ビジョンのもと子どもたちのスポーツ活動について指導できるような体制づくりを推進する。

(2) 全国大会等出場に対しての支援

全国大会や関東大会に出場する選手に対しての支援策である現行の補助事業は今後においても堅持し、選手がよりよい環境で出場できるようにする。

(3) 一貫指導体制の整備

スポーツクラブにおけるクラブ事業を拡大促進させるといった、小中学生から成人まで長期ビジョンの中で一貫して指導・育成するシステム構築を推進する。

(4) 県体育祭りへの取り組み

上記、競技力向上対策を講じるとともに、市体育協会、各競技団体及び競技者の連携を密にし、一つでも上の順位を目指す体制づくりに取り組む。

(5) サッカーフェスティバルの継続・充実

「サッカーのまち“にらさき”」にふさわしい大会として実施されている武田の里サッカーフェスティバルは今後も継続していくとともに、小・中・高校・女子部門の関係者との連携を密にし、より充実した大会となるよう取り組む。

#### 4 スポーツ支援システムの構築

##### <基本方針>

市民のスポーツ活動の多様化により、様々なスポーツ事業についても、市民ニーズに対応し、常に現行の事業を見直しつつ、その内容を充実させていく。スポーツをしている人もしていない人も、誰でも気軽に参加できるような内容に工夫改善し、多くの市民がスポーツを始める動機づけを積極的に行うことは、今後の活動の重要な方向性のひとつである。

また、健康、体力づくりに関する相談、指導と市民スポーツへの取り組みを関連づける事業の実施など、保健福祉部門との連携を進めていく。

市民がスポーツに親しみやすく、参加しやすくするためには、スポーツに関する情報システムの整備は極めて重要である。現行の情報発信制度を基盤として、さらに情報システムの整備を進めていくことは、市民スポーツ振興における基礎的な条件である。

さらに、市民の多様なスポーツ活動を支援するためには、当該スポーツ種目を正しく適切に伝達できる指導者の存在は、必要不可欠なものである。県で実施しているスポーツリーダーバンク事業の活用はもとより、市においても指導者の育成・確保とその活用に努める。

##### <具体的施策>

(1) 武田の里ウォークの工夫・改善

歩くことにより健康維持増進に役立てようとして始まった大会であり、出場者には好評をいただいているが、もっと多くの市民が、参加者、運営者、応援者、ボランティアなど様々な形で気軽に参加できるようにその内容や運営に工夫・改善を加え、スポーツに親しみ、健康づくりに励む一大イベントとなるよう企画・実施していく。

また、本イベントを目標に、市民が各地区においてウォーキングに励むことができるようウォーキングマップの作成等の検討も必要である。

(2) 健康、体力づくりへの啓発活動

健康、体力づくり関連機関や団体と連携するとともに、市保健福祉計画にも位置づけし、健康の保持増進や体力づくり等についての啓発活動、健康相談・指導を通じてスポーツの実施推進等積極的に進めていく。

また、「親子健康づくり・スポーツの日」のような市民が全員参加できるような事業の展開を検討していく。

#### (3) 地区や地域の特色を生かしたスポーツ活動の実施

地区は住民にとって、本来親しみやすく活動しやすい場で日常生活面で重要な位置にある。これからは、地区としてのスポーツ、まち・ひとづくりについて地区住民の理解を得ながら、身近な活動拠点としての地域スポーツの振興に努める必要がある。このことは、市民の誰もが気軽に参加できる環境づくりの基盤となるものである。

そのために、地区、地域、市が連携・協力し、それぞれの地区や地域の特色や要望を尊重した日常的なスポーツ活動が重要である。

#### (4) 全国的スポーツイベントの開催・協賛

全国的、国際的なスポーツイベントの開催は、競技水準の向上やスポーツに対する興味・関心を高めるだけでなく、生活の中にスポーツを取り入れようとする気持ちを高める上でも意義がある。また、青少年に夢や希望を与える面でも極めて有効である。

機会に応じ、今後も積極的に対応する。

#### (5) 情報システムの充実

地区、地域、市等が持っているスポーツ情報を、市民にわかりやすい形で、広くいきわたるようインターネット等を通していろいろな方法で提供できるようにする。

また、地区の特性を生かしたイベント情報も市民に提供し、地区活動の活性化を図ることも大切である。

#### (6) 広域情報ネットワークの充実

本市のスポーツ施設はもちろんのこと、県下自治体のスポーツ施設などの施設情報、利用手続のインターネット化など、広域情報ネットワークの充実を図る。

#### (7) スポーツボランティアの導入

スポーツボランティアの導入を検討する等、様々な形態で参加ができるシステム構築を目指す。

#### (8) 指導者の養成確保

指導者を志す方、指導者としてのレベルを押し上げたい方等の意欲を盛り上げるとともに、指導者講習会等の出席に要する経費を、一定期間本市のスポーツ振興事業に携わることが条件に、補助するような制度を検討していく。

## 5 多様なスポーツ施設の整備・充実

### <基本方針>

様々な人々の要求するスポーツ活動を振興するための拠点として、市営総合運動場等の市総合施設については、老朽化や狭隘しており、現状では使用する人々の欲求を完全に満たすものでなく、今後計画的に施設の新設・増設等整備促進を図る必要がある。

身近な施設として、学校開放施設、地域体育館、地域スポーツ広場があるが、これもやはり老朽化が激しい施設もあり、狭隘な施設もあるといった問題を抱えており、再整備を進める必要がある。

このため、施設の整備・充実に向け、今後スポーツ施設の整備計画を樹立する必要がある。

また、まちづくりと一体となった環境整備としては、生活圏の公共施設、民間施設などをスポーツ空間として活用するなど多様な取り組みを行うとともに、今後の公園等施設整備にあっては、簡単なスポーツ活動ができるような空間の整備を求めている。

なお、施設の管理にあたっては利用者の利便性向上に努める必要もある。

### ＜具体的施策＞

#### (1) 施設整備方針

施設の整備にあっては、補助事業の採択に努めたり、PFI方式（\*3）の導入を検討する等の経費縮減に努め、一層の整備促進が図れるよう検討していく。

また、既に公共施設に浸透してきているところであるが、今後整備するものにあっては、真のバリアフリー化に配慮する必要がある。

#### (2) 全天候型多目的運動施設の整備

本市では芝生グラウンドを4面有しているという特徴をもっているが、今後、芝の状態や天候などに左右されることなく、サッカーに限らず市民がスポーツやレクリエーションなど多目的に昼夜利用できる施設の整備を検討していく。

#### (3) 市営総合運動場体育館の整備・充実

既存の施設は、老朽化し狭隘なスペースもあるということから、施設整備計画を踏まえたうえで、施設の新築・増築・改修等を検討していく。

#### (4) 市営総合運動場テニスコートの整備・充実

既存の施設は、クレーコート、全天候型コートともに不十分な面があり、上級者は他の施設を使っている場合が多い。プレーできる面数も2面ずつと少なく、オムニコートの新設等検討していく。

また、クレーコートに照明施設の設置も検討を進める。

#### (5) 市営総合運動場プールの整備

既存の施設は、夏季限定のものであり、水泳等のスポーツ期間が限定されてしまうため、通年利用できるような施設整備を検討していく。

#### (6) 野球場・弓道場の新設

現在、野球競技については、市営総合運動場を使用しているが、専用野球場の新設を求める声も強く、整備を検討していく。

また、弓道場についても、現在施設がない状況であり、整備について検討が必要である。

#### (7) 地域体育館の整備・充実

地域体育館の中には、かなり老朽化した施設もあり、このような施設については、地域のスポーツ活動の拠点として、また、防災計画に避難場所として位置づけられるよう



な耐震性も兼ねた施設として整備・改修・増築等検討することが望ましい。

(8) 地域スポーツ広場の整備

地域運動場についても狭隘なスペースのものがあるが、地域のスポーツ活動の拠点として、今後拡充を検討していく。

(9) 学校開放施設夜間運動場について

学校開放施設については、夜間運動場の照明が暗い場所があるという苦情も寄せられており、照明施設の増設について検討していく。

(10) 市総合施設の管理運営について

韮崎市行政改革大綱にも基づき、月曜日の休館については利用者の利便性向上のため廃止し、貸し出しを行うこととし、施設の管理については、地方自治法の改正に伴う、指定管理者制度（\* 4）の活用によりスポーツクラブへの指定を前向きに検討していく。

韮崎中央公園芝生広場については、今後も一般開放日として第2・4土曜日を開放するとともに、利用者増加を図るため広報活動を積極的に行う。

(11) 学校開放施設、地域体育館、地域スポーツ広場の管理運営について

現在、利用団体として登録した後、月1回の利用調整会議において利用を決定している状況であるが、利用者が限定・固定化されつつあり、柔軟な貸出等を行えるよう再度検討していく。

## 第5章 施策の推進にあたり

### 1 各種スポーツ関係団体等の新たな役割と相互協力・連携・融合

具体的施策を今後推進するにあたり、各種スポーツ団体同士が横の連携強化を図る必要がある。そのためには、各団体がスポーツ団体としての役割を明確にし、今後どのような活動をしていくかを示す必要がある。

以下は各スポーツ団体が今後、本計画を推進する上で、是非検討していただきたい内容である。

#### (1) 体育協会

- ・市および各地区における体育協会としての役割についての見直しと組織運営の改善・工夫
- ・各競技団体の競技力向上と競技人口増加への取り組み強化
- ・市民を主役とした事業の企画運営
- ・若年層の積極的な参加促進等、組織の活性化
- ・スポーツクラブへの支援体制の確立

#### (2) スポーツ少年団

- ・設立趣旨に則った活動の見直し
- ・単一種目型からスポーツクラブへの転換
- ・親子でのイベント実施

#### (3) 体育指導委員

- ・スポーツクラブへの積極的な参加
- ・活動内容の見直し

#### (4) 各種団体

- ・スポーツの普及活動への取り組み
- ・市民を主役とした事業の企画運営
- ・若年層の積極的な参加促進等、組織の活性化
- ・スポーツクラブへの支援体制の確立

### 2 計画推進体制について

本計画推進には、市民、市民スポーツ組織、民間事業者、学識経験者、行政などの関係者が一体となった取り組みが必要である。行政はこうした市民スポーツに関わる多様な団体等の連携・調整を図りながら推進していくことが必要不可欠である。

また、行政内部においても、スポーツ振興室だけでなく他の課室と連携を図り、従来の事業推進の枠を超えた柔軟な姿勢で取り組むべきである。

さらに、本計画推進にあたり必要な予算等資金確保とその調整に努め、それらが計画的かつ有効に執行できるよう前述のPFI方式の導入や指定管理者制度の導入等の行政改革に努め、この面でも従来の枠を超えた取り組みを進めていく必要がある。